

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和7年1月8日

水曜日

第5323号

目次

教育委員会公告

○教育職員免許状の失効

1

公 告

教育職員免許状の失効

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項第2号の規定により次の教育職員免許状は失効したので、富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第8号）第18条の規定により次のとおり公告する。

令和7年1月8日

富山県教育委員会

1 失効した免許状

氏名	石動 孝一	
本籍地	富山県	
免許状の種類	教科又は 領域	授与権者
小学校教諭2級普通免許状	—	富山県
中学校教諭1級普通免許状	数学	富山県
高等学校教諭2級普通免許状	数学	富山県

2 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）に該当したため

3 失効年月日

令和6年11月27日

